

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第85号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第55条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 個人が自己の居住の用に供する既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で<u>政令第37条の18</u>で定めるものをいう。以下同じ。）を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸につき、当該住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額を価格から控除する。</p> <p>5・6 [略]</p>	<p>(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第55条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 個人が自己の居住の用に供する<u>耐震基準適合既存住宅</u>（既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で<u>法第73条の14第3項の政令</u>で定めるものをいう。以下同じ。）のうち地震に対する安全性に係る基準として同項の政令で定める基準（第64条の2第1項において「<u>耐震基準</u>」という。）に適合するものとして法第73条の14第3項の政令で定めるものをいう。第61条第2項及び第64条の2第1項において同じ。）を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、1戸につき、当該住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額を価格から控除する。</p> <p>5・6 [略]</p>
<p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)</p> <p>第61条 [略]</p> <p>2 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある<u>既存住宅等</u>（</p>	<p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)</p> <p>第61条 [略]</p> <p>2 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある<u>耐震基準適合</u></p>

既存住宅及び新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものうち当該特例適用住宅に係る土地について前項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。以下この項において同じ。) 1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が200を超える場合においては、200とする。)を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

(1) 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する既存住宅等を取得した場合

(2) 土地を取得した者が当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する既存住宅等を取得していた場合

3～5 [略]

既存住宅等(耐震基準適合既存住宅及び新築された特例適用住宅)でまだ人の居住の用に供されたことのないものうち当該特例適用住宅に係る土地について前項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。以下この項において同じ。) 1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が200を超える場合においては、200とする。)を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額する。

(1) 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得した場合

(2) 土地を取得した者が当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得していた場合

3～5 [略]

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第64条の2 個人が耐震基準不適合既存住宅(既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。)を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。)を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき法第73条の27の2第1項の総務省令で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

2 前項の規定により不動産取得税額の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該不動産取得税額について同項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

(1) 住宅を取得した者の住所及び氏名

(2) 住宅の所在、家屋番号、構造及び床面積

(3) 住宅の取得の年月日及び事由

(4) 前所有者の住所及び氏名又は名称

(5) 減額を受けるべき額

3 局長は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

4 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を第59条第1項の規定による申告書を提出する際、併せて局長に提出しなければならない。

(1) 納税者の住所及び氏名

(2) 住宅の所在、家屋番号、構造及び床面積

(3) 住宅の取得の年月日及び事由

5 局長は、第3項の規定によって徴収猶予を受けた不動産取得税について第1項の規定の適用がないこと又は徴収猶予の事由の一部について変更があることが明らかとなったときは、その徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

6 局長は、住宅の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、納税義務者の申請に基づいて、同項の規定によって減

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等)

第64条の2 不動産を取得した者が当該不動産を取得した日から1年以内に、公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を収用されて補償金を受け、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を譲渡し、若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実であると認められるものとして政令第39条の4で定める不動産で当該不動産以外のものを譲渡し、若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合において、当該不動産が当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この条において「被収用不動産等」という。）に代わるものと認められるときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令第39条第7号で定めるところにより、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格）に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

2～7 [略]

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第64条の3 [略]

額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

7 前項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を局長に提出しなければならない。

(1) 申請者の住所及び氏名

(2) 住宅の所在、家屋番号、構造及び床面積

(3) 還付を受けるべき額

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等)

第64条の3 不動産を取得した者が当該不動産を取得した日から1年以内に、公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を収用されて補償金を受け、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を譲渡し、若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実であると認められるものとして法第73条の27の3第1項の政令で定める不動産で当該不動産以外のものを譲渡し、若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合において、当該不動産が当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この条において「被収用不動産等」という。）に代わるものと認められるときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、同項の政令で定めるところにより、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格）に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

2～7 [略]

(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第64条の4 [略]

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第64条の4 [略]

(農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第64条の5 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号) 第8条第1項又は第11条の12に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(以下この条において「農地保有合理化法人等」という。)が、同法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業(同条第1項に規定する農用地等の貸付けであってその貸付期間(当該期間のうち延長に係るものを除く。)が5年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。)の実施により法第73条の27の5第1項の政令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地(開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合にあっては、開発後の農地)をその取得の日から5年以内(これらの土地の取得の日から5年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同法第2条第2項第2号、第3号、第5号又は第7号に掲げるもの(これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査)が開始された場合において、これらの事業の完了の日として法第73条の27の5第1項の政令で定める日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとなったときは、当該1年を経過する日までの間)に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地保有合理化法人等によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第64条の5 [略]

(農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第64条の6 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号) 第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) 第2条第4項に規定する農地中間管理機構(以下この条において「農地利用集積円滑化団体等」という。)が、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロに規定する農地売買等事業又は同法第7条第1号に掲げる事業(それぞれ同法第4条第1項に規定する農用地等の貸付けであってその貸付期間(当該期間のうち延長に係るものを除く。)が5年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。)の実施により法第73条の27の6第1項の政令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地(開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合にあっては、開発後の農地)をその取得の日から5年以内(これらの土地の取得の日から5年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同法第2条第2項第2号、第3号、第5号又は第7号に掲げるもの(これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査)が開始された場合において、これらの事業の完了の日として法第73条の27の6第1項の政令で定める日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとなったときは、当該1年を経過する日までの間)に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地利用集積円滑化団体等によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2～5 [略]

6 局長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該農地保有合理化法人等の申請に基づいて、同項の規定によって免除すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

7 [略]

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第64条の6 土地改良区が土地改良法第53条の3第1項又は第53条の3の2第1項の規定により換地計画において定められた換地（法第73条の27の6第1項の政令で定めるものに限る。）を取得した場合において、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡したときは、当該土地改良区による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2～7 [略]

(鉦区税の課税客体及び課税標準)

第108条 鉦区税は、鉦区に対し、その面積を課税標準として、鉦業権者（鉦業法（昭和25年法律第289号）第20条の規定により試掘権が存続するものとみなされる期間において試掘することができる者を含む。）に課する。

附 則

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第14条 [略]

2・3 [略]

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成25年12月31日までの間に行わ

2～5 [略]

6 局長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該農地利用集積円滑化団体等の申請に基づいて、同項の規定によって免除すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

7 [略]

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第64条の7 土地改良区が土地改良法第53条の3第1項又は第53条の3の2第1項の規定により換地計画において定められた換地（法第73条の27の7第1項の政令で定めるものに限る。）を取得した場合において、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡したときは、当該土地改良区による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2～7 [略]

(鉦区税の課税客体及び課税標準)

第108条 鉦区税は、鉦区に対し、その面積を課税標準として、鉦業権者（鉦業法（昭和25年法律第289号）第20条又は第42条の規定により試掘権が存続するものとみなされる期間において試掘することができる者を含む。）に課する。

附 則

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第14条 [略]

2・3 [略]

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成29年3月31日までの間に行わ

れたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第16条 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、附則第18条第2項及び附則第18条の6第2項において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、附則第18条第2項及び附則第18条の6第2項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき法附則第34条の2第1項の総務省令に規定するところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(附則第17条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の法附則第34条の2第2項の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同項の政令で定める日までの期間)内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき法附則第34条の2第2項の総務省令で定めるとこ

れたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第16条 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、附則第18条第2項及び附則第18条の6第2項において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、附則第18条第2項及び附則第18条の6第2項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき法附則第34条の2第1項の総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(附則第17条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の法附則第34条の2第2項の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同項の政令で定める日までの期間)内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき法附則第34条の2第2項の総務省令で定めるとこ

ろにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第20条の3 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で法附則第10条の2第1項の政令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第54条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合における第61条第1項第1号及び第62条の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、第61条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合においては、4年)」と、第62条第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年(当該取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合においては、4年)以内、前条第2項第1号」と、同条第2項中「2年」とあるのは「3年(当該取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合においては、4年)」とする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第21条 [略]

2 前項に規定する住宅又は土地の取得が第61条第1項若しくは第2項又は第64条の2第1項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用につ

ろにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第20条の3 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で法附則第10条の2第1項の政令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第54条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成28年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合における第61条第1項第1号及び第62条の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成28年3月31日までの間に行われたときに限り、第61条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合においては、4年)」と、第62条第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年(当該取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合においては、4年)以内、前条第2項第1号」と、同条第2項中「2年」とあるのは「3年(当該取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として法附則第10条の2第2項の政令で定める場合においては、4年)」とする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第21条 [略]

2 前項に規定する住宅又は土地の取得が第61条第1項若しくは第2項、第64条の2第1項又は第64条の3第1項の規定に該当する場合におけるこれ

いては、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成26年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成26年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

2 [略]

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第23条 [略]

2 [略]

3 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に第64条の2第1項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格）中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第64条の2第1項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。

らの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成28年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成28年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

2 [略]

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第23条 [略]

2 [略]

3 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に第64条の3第1項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格）中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第64条の3第1項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第23条第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。

(不動産の価格の決定の特例)

第23条の2 第64条の2第1項の規定により局長が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が法附則第17条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける土地であるときにおける第64条の2第1項又は前条第3項の規定の適用については、これらの規定中「法第388条第1項の固定資産評価基準」とあるのは、「法第388条第1項の固定資産評価基準及び法附則第17条の2第1項の修正基準」と読み替えるものとする。

(自動車取得税の税率の特例)

第24条の2 自家用の自動車(第84条第1項の自動車をいう。以下この条から附則第24条の2の3までにおいて同じ。)で軽自動車(道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。) 以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、第87条の規定にかかわらず、当分の間、100分の5とする。

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。次項及び附則第24条の2の3において同じ。)を受けるものの取得(附則第24条の2の3第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に4分の1を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前項又は附則第24条の2の3第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかか

(不動産の価格の決定の特例)

第23条の2 第64条の3第1項の規定により局長が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が法附則第17条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける土地であるときにおける第64条の3第1項又は前条第3項の規定の適用については、これらの規定中「法第388条第1項の固定資産評価基準」とあるのは、「法第388条第1項の固定資産評価基準及び法附則第17条の2第1項の修正基準」と読み替えるものとする。

(自動車取得税の税率の特例)

第24条の2 営業用の自動車(第84条第1項の自動車をいう。以下この条から附則第24条の2の3までにおいて同じ。) 軽自動車(道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。以下この項において同じ。)を除く。)及び軽自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、第87条の規定にかかわらず、当分の間、100分の2とする。

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。次項及び附則第24条の2の3において同じ。)を受けるものの取得(附則第24条の2の3第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前項又は附則第24条の2の3第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかか

ならず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

4 [略]

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

第24条の2の4 避難指示区域であって平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則第54条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であった区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下この項及び附則第25条の2第3項において「自動車持出困難区域」という。)内の第84条第1項の自動車(以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内自動車」という。)の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者(第85条第1項に規定する場合にあっては、同項に規定する買主)その他の法附則第52条第3項の政令で定める者が対象区域内自動車以外の自動車(以下この項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車(以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内用途廃止等自動車」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと局長が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限

ならず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

4 [略]

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

第24条の2の4 避難指示区域であって平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則第54条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であった区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下この項及び附則第25条の2第3項において「自動車持出困難区域」という。)内の第84条第1項の自動車(以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内自動車」という。)の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者(第85条第1項に規定する場合にあっては、同項に規定する買主)その他の法附則第52条第3項の政令で定める者が対象区域内自動車以外の自動車(以下この項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車(以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内用途廃止等自動車」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと局長が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成28年3月31日までの間に行われたときに限

り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 [略]

(自動車税の税率の特例)

第25条 [略]

2～5 [略]

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に対して課する自動車税の納税義務の免除等)

第25条の2 附則第24条の2の4第1項に規定する政令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなった場合においては、同項に規定する他の自動車(第100条第1項に規定する自動車に限る。)に対する平成24年度分及び平成25年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2・3 [略]

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る特例)

第31条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下この条において「整備法」という。)第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつ

り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 [略]

(自動車税の税率の特例)

第25条 [略]

2～5 [略]

6 平成26年度分の自動車税を課する場合の前各項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)による改正前の法」とする。

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に対して課する自動車税の納税義務の免除等)

第25条の2 附則第24条の2の4第1項に規定する政令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなった場合においては、次の各号に掲げる期間に取得された同項に規定する他の自動車(第100条第1項に規定する自動車に限る。)に対する当該各号に定める年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間 平成26年度分

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間 平成26年度分及び平成27年度分

(3) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間 平成27年度分及び平成28年度分

2・3 [略]

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る特例)

第31条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下この条において「整備法」という。)第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつ

て整備法第106条第1項（整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。次項から第4項まで及び第6項において同じ。）の登記をしていないもの（整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたもの（以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）を除く。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第27条第4項の規定を適用する。

2 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人（以下この条において「非営利型法人」という。）に該当するものに限る。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第42条第1項の規定を適用する。

3・4 [略]

5 平成20年11月30日において現に所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）第2条の規定による改正前の法人税法別表第2第2号の指定を受けている外国法人については、平成25年11月30日までに開始する事業年度分の法人の県民税に限り、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第27条第5項及び第38条第1項の規定を適用する。

6 [略]

7 [略]

て整備法第106条第1項（整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。次項から第5項までにおいて同じ。）の登記をしていないもの（整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたもの（以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）を除く。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第27条第4項の規定を適用する。

2 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人（第4項において「非営利型法人」という。）に該当するものに限る。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第42条第1項の規定を適用する。

3・4 [略]

5 [略]

6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第2条 次項及び第3項に定めるものを除き、この条例による改正後の岩手県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する

不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新条例第64条の6第1項の規定は、施行日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

3 この条例による改正前の岩手県県税条例（以下「旧条例」という。）第64条の5第1項の規定は、同項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項又は第11条の12に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第3条に規定する旧農地保有合理化法人（以下この項において「旧農地保有合理化法人」という。）が同条に規定する旧農地保有合理化学業（同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下この項において「旧基盤強化法」という。））」と、「の実施により法第73条の27の5第1項の政令」とあるのは「に限る。）の実施により地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号。以下「改正法」という。）による改正前の法第73条の27の5第1項の政令」と、「として法第73条の27の5第1項」とあるのは「として改正法による改正前の法第73条の27の5第1項」と、「又は農業経営基盤強化促進法」とあるのは「又は旧基盤強化法」と、「農地保有合理化法人等による」とあるのは「旧農地保有合理化法人による」とする。

（自動車取得税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第24条の2の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例附則第25条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成25年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例附則第25条の2第1項の規定により納税義務を免除される平成24年度分及び平成25年度分の自動車税に係る徴収金に係る同条第2項の規定による還付については、なお従前の例による。